

高松市監査委員告示第25号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成17年8月16日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	綾野和男
同	大橋光政

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成11年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 行政経費としての補助金の機動性及び委託料の効率性について

(1) 措置を講じた部課名 環境部環境政策課

ア 措置通知日 平成17年6月9日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 実績報告書添付の収支決算書が概算数値となっているため、確定値を記載すべきもの

離島し尿収集事業交付金に係る実績報告書添付の収支決算書については、平成12年度から交付金申請者に対し、円単位での報告を指示し、確定値を記載するよう改めた。

(2) 措置を講じた部課名 企画財政部納税課

ア 措置通知日 平成17年6月23日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 補助金の効果測定および成果分析をすべきもの

納税貯蓄組合に交付する補助金については、収納率向上への効果や徴収コストの面など多方面から分析した結果、平成13年10月

1日付けで高松市納税貯蓄組合奨励規程を廃止した。

- (イ) 平成13年度から納税貯蓄組合完納金料率を1%とする根拠を再検討すべきもの

平成13年度から納税貯蓄組合完納金料率を1%とする根拠については、平成10年度の規程改正において決定したことであるが、再検討した結果、平成13年度については1%とするものの、平成13年10月1日付けで高松市納税貯蓄組合奨励規程を廃止した。

- (ウ) 納税貯蓄組合完納補助金の利点、欠点ともに再評価し、市税の収納率向上を図るべきもの

納税貯蓄組合完納補助金の利点、欠点については、収納率向上への効果や徴収コストの面など多方面から分析した結果、平成13年10月1日付けで高松市納税貯蓄組合奨励規程を廃止した。

- (3) 措置を講じた部課名 文化部美術館美術課

ア 措置通知日 平成17年6月23日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (ア) 実質的な競争原理の徹底を図るべきもの。積算ベースでの価格検証を実施すべきもの

設備運転管理業務、警備業務および清掃業務については、平成16年度から、能力と実績を有する業者を幅広く選定し、業者の追加などにより競争性を高め、2者以上による見積徴取を実施することとした。

- (4) 措置を講じた部課名 企画財政部財政課

ア 措置通知日 平成17年6月27日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (ア) 市全体の補助金制度を一覧できるガイドブックの作成など広報媒体を整備すべきもの

市民生活に直結した補助金については、「くらしのガイドブック」において市の補助制度全般を掲載したほか、補助金ごとにホームページやパンフレット等で広報するとともに、対象者等に窓口で説明するなど市民への周知整備に取り組むこととした。

(5) 措置を講じた団体名 財団法人高松市国際交流協会

ア 措置通知日 平成17年6月29日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (ア) 基本財産の運用方法の検討，自主財源の確保，退職給与引当金および預金の計上をすべきもの

基本財産等の運用方法については，ペイオフ解禁に備え，平成11年度から預金先や預金種類等の見直しを行うほか，平成14年度に，より安定的・高利息の国債等の購入を行うこととした。

自主財源の確保については，当協会の優位性や特性を生かした収益事業の拡充や受託事業の獲得，受益者負担の見直し等を行うこととした。

退職給与引当金および預金の計上については，当協会の職員は，非常勤嘱託職員であり，退職金を支給する必要のある職員を雇用していないため，退職給与引当金および同引当預金は積み立てていない。

(6) 措置を講じた部課名 教育部社会教育課

ア 措置通知日 平成17年6月29日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (ア) 補助金交付団体の自主的運営，経済的自立化を図るべきもの

高松市子ども会育成連絡協議会については，平成12年度から専任事務局職員の人件費および事務費等に相当する運営補助金を交付し，団体運営の自主化を図ることとした。

- (イ) 実質的な競争原理の徹底を図るべきもの。積算ベースでの価格検証を実施すべきもの

高松市立公民館清掃業務については，予定価格の見直しを行うとともに，能力と実績を有する業者を新たに追加するなど，より業者間の競争性を高め，適正な価格での契約を行うこととした。

(7) 措置を講じた部課名 健康福祉部障害福祉課

ア 措置通知日 平成17年6月30日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 実地検査の記録を残すなど事務検査のあり方を改善すべきもの
心身障害者小規模通所作業所運営費補助金については、職員が各作業所を訪問し、作業所の運営状況、補助金の執行状況について聴取するとともに、諸帳簿類、出勤簿等の検査および必要な指導を行っているが、平成12年度から実地調査書を作成し、その記録を残すように改めた。また、「振興実績」については、補助金収支決算書への添付を義務付け、平成12年度以降は全ての小規模作業所から提出されている。

(8) 措置を講じた部課名 健康福祉部保健所保健センター

ア 措置通知日 平成17年6月30日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 補助金で取得した資産の使用状況、維持管理責任の明確化を図るべきもの

胸部レントゲン検診車整備事業については、平成10年度の補助事業であり、事業としては、既に終了している。今後、同様の資産購入に係る補助事業を実施する場合には、補助金交付決定通知書に資産の使用、維持管理責任について明記することとした。

(イ) 実質的な競争原理の徹底を図るべきもの。積算ベースでの価格検証を実施すべきもの

保健センター・夜間急病診療所設備運転管理業務および保健センター・夜間急病診療所清掃業務については、平成13年度から、見積参加業者の追加、入替えにより競争性を高めるとともに、委託業務内容の見直し、保健所との共同委託（清掃業務のみ）等による予定価格の低減を図り、コスト削減に努めた。なお、現在のところ標準単価は示されていないため、客観的な積算金額の算出はできないが、委託業務内容の見直しにより価格の見直しを行うこととした。

(9) 措置を講じた部課名 産業部農林水産課

ア 措置通知日 平成17年6月30日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 地元周辺環境施設整備補助金を交付する上で、既存補助金制度と

のバランスを考慮すべきもの

地元周辺環境施設整備補助金については、既存補助金制度とのバランスを考慮することとした。

- (イ) 施設の投資効果測定に当たって直接コストに間接コストも含めて分析すべきもの

施設の投資効果については、数値化できる間接コストを含め考慮することとした。

- (ウ) 補助金で取得した資産の維持管理をすべきもの

組合組織充実事業補助金および漁業協同組合施設整備事業補助金により漁業協同組合が取得した資産については、維持管理の指導および現地で維持管理状況を確認することとした。

- (エ) 新食肉センターの施設運営に係る損益を明確にし、行政コストの妥当性を検討すべきもの

行政コストについては、毎年度、予算編成時に見直しを行い、縮減を図ることとした。

- (オ) 新食肉センター建設に係る周辺環境整備費を加えた施設の投資効果を検討すべきもの

施設の投資効果については、数値化できる間接コストを含めて検討することとした。

- (カ) 新食肉センター建設に係る周辺環境整備費は既存の補助金制度とのバランスを考慮すべきもの

地元周辺環境施設整備補助金については、既存の補助金制度とのバランスを考慮することとした。

- (キ) 新食肉センター建設に係る周辺環境整備事業の基本的考え方、基準を設定すべきもの

周辺環境整備事業については、地元協議を尊重する中で、基準を設定することとした。

- (ク) 新食肉センター建設について施設供用後のランニングコストを検討する事前評価システムを策定すべきもの

施設供用後のランニングコストについては、当時、事前評価シス

テムが確立・整備されていなかったが、今後は事前評価システムにより評価を行うこととした。

(10) 措置を講じた部課名 産業部中央卸売市場業務課

ア 措置通知日 平成17年6月30日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) ごみ処理のあり方を含めてコスト効率を高めるべきもの

従来からのごみ排出量に応じた分担金の負担のほかに、ごみの排出抑制をさらに図るため、平成12年9月からごみ袋の有料化を導入した結果、平成13年度のごみ排出量（一般廃棄物および不燃物）は、平成11年度対比39%減と大幅な減量化に繋がり、コスト効率を高めた。また、平成17年1月に食品資源の有効利用と廃棄物の排出抑制等を研究するため、高松市中央卸売市場清掃協力会の会員を主たるメンバーに高松市食品循環資源の再生利用等対策研究会を発足させ、研究協議を行うこととした。

(イ) 補助金交付団体の事業実績の把握・分析を団体が行うのか担当課が行うのか明確にすべきもの

中央卸売市場運営協議会事業補助金については、平成15年度から廃止した。

(11) 措置を講じた団体名 財団法人高松市駐車場公社

ア 措置通知日 平成17年6月30日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 人材育成，委託契約の事務改善，退職積立金の検討，期末未払金の発生主義計上をすべきもの

人材育成について、公社の給料表については、高松市給料表を準用していたが、平成12年12月27日付けで、職務に基づいた等級を設けた給料表に改正した。また、平成13年度に高松市の研修に公社職員が参加できるよう措置し、以降毎年参加することとした。

委託契約の事務改善については、平成13年度から特別な場合を除き、1者による随意契約はせず、競争性を高めるため競争見積合せを行い、委託業者を決定することとした。また、見積書について

は、できるだけ詳細がわかる内容で提出させることとした。

退職積立金の検討については、平成13年度から3年計画で、退職給与引当金を予算化し、その積立金を退職者の退職金に充てることとした。

期末未払金の発生主義計上については、平成12年度から適正な処理を行うこととした。

- (イ) 施設運用効率，政策達成指標の開発，修繕費負担の基準，退職給与引当金の設定等を検討すべきもの

施設運用効率については、高松市駐車場案内システムにより、駐車場の位置、満空車情報などを路側表示板等で知らせ、施設の効率的な運用に努めた。また、平成17年2月からは、高松中央商店街の各店から発行される共通駐車券が使用可能となり、市立駐車場の利用促進に努めることとした。

政策達成指標の開発については、年度初めに事業計画案（管理運営の基本方針、重点目標、駐車場の利用計画）を作り、理事会の議決を経て事業計画を定め、その達成度の判断として事業計画と駐車場利用状況および使用料収納状況の実績との対比表を作成することとした。

修繕費負担の基準については、原型を変更するような修繕工事や模様替えに相当する修繕工事については、主管課（都市開発部都市再開発課）に依頼している。また、50万円以上の工事についても主管課と協議した上で予算化することとした。

退職給与引当金の設定等については、平成13年度から3年計画で、退職給与引当金を予算化し、その積立金を退職者の退職金に充てることとした。

- (12) 措置を講じた部課名 都市開発部公園緑地課

ア 措置通知日 平成17年6月30日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (ア) まつりのにぎわい度，経済的波及効果，市民満足度を分析すべきもの

グリーンフェスティバル開催補助金については、平成14年度で廃止した。

(13) 措置を講じた団体名 財団法人高松市花と緑の協会

ア 措置通知日 平成17年6月30日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 基金運用難の状況下での自主財源確保を工夫すべきもの

自主財源確保については、これまでのフラワーフェスティバル等イベントの開催に合わせた寄附金（募金）活動に加えて、平成17年度からフラワーフェスティバルの特設花壇募金を当協会で受け入れ、寄附金収入の増加を図ることとした。

(イ) 基本財産の運用方法の検討、自主財源の確保、退職給与引当金および預金の計上をすべきもの

基本財産の運用については、平成16年度末までに安全・確実を第一に定期預金、債券および決済用預金による運用に改善することとした。

自主財源の確保については、これまでのフラワーフェスティバル等イベントの開催に合わせた寄附金（募金）活動に加えて、平成17年度からフラワーフェスティバルの特設花壇募金を当協会で受け入れ、寄附金収入の増加を図ることとした。

退職給与引当金および預金の計上については、職員退職手当支給規程に合致するよう検討を行うこととした。

(14) 措置を講じた部課名 土木部下水道管理課

ア 措置通知日 平成17年6月30日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 補助事業に対する効果測定をすべきもの

雨水利用促進助成金および雨水貯留浸透施設整備助成金については、平成9年度から助成をしており、雨水利用施設については、平成11年度がピークでその後減少しているが、これは利用者の都合によるものと想定される。また、雨水貯留施設については、多少の変動はあるものの、増加傾向となっている。なお、貯水容量は、累

積され増加することから効果は上がっている。

- (イ) 実質的な競争原理の徹底を図るべきもの。積算ベースでの価格検証を実施すべきもの

下水道台帳施設平面図作成業務委託については、平成12年度から指名業者数の見直しと積算ベースでの価格検証を実施することとした。

- (15) 措置を講じた部課名 文化部図書館

ア 措置通知日 平成17年6月30日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (ア) 実質的な競争原理の徹底を図るべきもの。積算ベースでの価格検証を実施すべきもの

警備業務、設備運転管理業務および清掃業務については、平成16年度から、業者の選定に当たっては、能力と実績を有する業者を幅広く選定し、業者等の追加等により競争性を高め、2者以上による見積徴取を実施することとした。

- (16) 措置を講じた部課名 市民部市民生活課

ア 措置通知日 平成17年7月1日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (ア) 補助事業に対する効果測定をすべきもの

自治会集会所の利用実績の把握と地域住民の満足度分析については、平成14年4月8日付けで、自治会集会所新築等補助金を交付した自治会長に対し、利用実績等の調査を実施し、補助金交付の効果測定した。また、今後、一定期間ごとに調査を実施していくこととした。

- (イ) 地元環境整備補助の終期・範囲の明確化を図るべきもの

平和公園関連施設整備事業交付金については、平成14年度から終期を検討し、地元土地改良区等に了承を得るべく協議を重ねており、平成17年度中には、協定書を締結し、措置することとした。

- (ウ) 市総合計画との整合性を明確にすべきもの

日曜市運営補助金については、補助金の対象団体である日曜市運

営協議会が平成16年4月15日をもって解散したため、同補助金の交付は終了した。

- (㉔) 補助金交付団体の自主的運営，経済的自立化を図るべきもの

高松市連合自治会連絡協議会については，平成15年度から事務局職員を恒常的な雇用としたほか，会費の増額と広報紙への広告掲載による自主財源の確保を図ることとした。

- (㉕) 実質的な競争原理の徹底を図るべきもの。積算ベースでの価格検証を実施すべきもの

平成15年度末をもって市民会館が閉館したため，市民会館清掃業務については，終了した。

- (17) 措置を講じた部課名 企画財政部企画課行政改革推進室

ア 措置通知日 平成17年7月4日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (㉖) 外部委託化について全庁的な標準的ガイドラインを作成すべきもの

平成16年2月に「公民の役割分担検討プロジェクトチーム」を結成し，検討を進め，プロジェクトチームから提出された検討結果を基に，「高松市公民の役割分担見直しおよびアウトソーシング検討基準」を策定し，平成16年9月13日から施行することとした。

- (18) 措置を講じた部課名 健康福祉部保健所生活衛生課

ア 措置通知日 平成17年7月4日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (㉗) 補助金交付団体の事業実績の把握・分析を団体が行うのか担当課が行うのか明確にすべきもの

公衆浴場は浴室の無い家庭の日常生活に欠くことのできない施設であり，また，地域交流の場としても公共性の高い施設であることから，市民の利用促進を図り，市内の公衆浴場を魅力あるものに活性化するため，高松公衆浴場組合が実施する各種の事業に補助金を交付することにより，公衆浴場の経営の安定化を図り，市民の公衆衛生の維持向上に寄与するものであるため，毎年，同組合から実績

報告書の提出を求めている。

(19) 措置を講じた部課名 産業部商工労政課

ア 措置通知日 平成17年7月4日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 補助事業に対する効果測定をすべきもの

先端技術工場等立地促進事業については、補助対象事業所から高松市先端技術工場等立地促進条例施行規則第12条第2項の規定に基づき、事業報告書の提出を受け、事業の確認を行うこととした。

(イ) 補助金交付団体の実績報告書に添付する事業報告書の統一的ルールを策定すべきもの

勤労者福祉対策事業補助金については、実績報告書に添付要件の収支決算書、状況報告書の内訳資料の提出を求め、事業実績等の把握に努めることとした。

(ウ) 補助対象団体の補助対象経費を明確にし、経済的自立化を図るべきもの

事業費に占める補助金の割合については、概ね50%を目安とし、自主事業の促進、管理コストの縮減・効率化を促すこととした。

(20) 措置を講じた団体名 財団法人高松勤労者総合福祉振興協会

ア 措置通知日 平成17年7月4日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 事業運営型外郭団体の中長期経営計画の策定、利用者満足度の把握等を行うべきもの

利用者満足度の把握については、指定管理者制度への対応事業者としての経営基盤の確立や効率的運営等事業見直しを求められる環境にあり、利用者ニーズの的確な把握に努め、施設各階のフロアーに「御意見箱」を設置し、定期的に対応検討を行い、改善を図ることとした。

(21) 措置を講じた団体名 財団法人高松市水道サービス公社

ア 措置通知日 平成17年7月4日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (ア) 事業運営型外郭団体に民間活力を積極的に導入し、事務管理に係る事項を改善すべきもの

業務全般の再点検や事務事業部門の徹底した合理化を行うとともに、組織機構の見直しや人事・給与制度の改善を実施し、業務量に見合った水道局と水道工事業者との役割分担の明確化を図り、経済的かつ効率的な運営に努めることとした。

- (イ) 事業運営型外郭団体の中長期経営計画の策定、利用者満足度の把握等を行うべきもの

水道サービス公社は、公益法人として民間企業とは異なり、収益事業への展開が制約されている中、収益源である区画整理事業等に係る水道管の移設事業が、事業の縮小とともに収益を圧迫し、高松市内の水道事業に係る業務だけでは、将来的な計画を描ききれない状況である。このため、新規業務の模索など公社の存続と公益性の維持について検討中であり、その結果を基に中長期の計画や公益事業としての意義を明確にしていくこととした。

- (2) 措置を講じた団体名 財団法人高松観光コンベンション・ビューロー

ア 措置通知日 平成17年7月5日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (ア) 基金運用難の状況下での自主財源確保を工夫すべきもの

自主財源の確保については、賛助会員の確保、高松競輪場売店の収入確保、高松市インフォメーションプラザ等の受託事業収入の確保などに努めることとした。

- (イ) 基本財産の運用方法の検討、自主財源の確保、退職給与引当金および預金の計上をすべきもの

基本財産の運用方法については、資産運用ガイドラインに従い、理事会および評議員会において、基本財産の管理運用方法を決定し、適切に運用を行うこととした。

自主財源の確保については、賛助会員の確保、高松競輪場売店の収入確保、高松市インフォメーションプラザ等の受託事業収入の確保などに努めることとした。

退職給与引当金および預金の計上については、平成6年度から職員に対する退職給与引当金を毎年積み立て、定期性預金にて運用を行い、その利息についても積立金として充当している。

(23) 措置を講じた部課名 産業部土地改良課

ア 措置通知日 平成17年7月5日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 事業効果予測と実績効果を把握、測定するとともに、変更契約内容を把握すべきもの

県営地域ぐるみため池再編総合整備事業については、県が事業主体として実施しており、当該事業採択申請時の関係書類の控えを県から入手し、事業全体の把握に努め、また、今後の事業においても、事業主体である県に対して、種々の情報提供を依頼するとともに内容の把握に努めることとした。

(イ) 変更契約内容を把握すべきもの

団体営ため池等整備事業については、関係土地改良区が事業主体として実施しており、事業費の増減の変更等に関し、本市を經由して県に提出する制度であるが、関係書類については、関係土地改良区に対して提出するよう指導しており、また、今後の事業においても事業主体である関係土地改良区に対して、本市が必要とする関係書類の提出を依頼するとともに指導していくこととした。

(24) 措置を講じた部課名 消防局総務課

ア 措置通知日 平成17年7月6日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 実質的な競争原理の徹底を図るべきもの。積算ベースでの価格検証を実施すべきもの

消防緊急通信指令施設保守業務については、平成15年度に施設を更新し、平成16年度からの新システム保守契約時に3者による見積徴取を実施したが、システム導入業者以外の2者が、対応不可能による辞退届を提出したため、以後は1者による随意契約とした。

また、消防局（各消防署）庁舎清掃業務については、平成16年

度から見積業者を1者増やし、さらに平成17年度からは、消防局と各消防署の清掃業務を一括契約とするよう改めた。

(25) 措置を講じた部課名 健康福祉部長寿社会対策課

ア 措置通知日 平成17年7月7日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 補助金交付団体の実績報告書に添付する事業報告書の統一的ルールを策定すべきもの

老人クラブ連合会運営事業補助金の実績報告書については、事業の実績報告書を添付したほか、収支決算書の摘要欄に用途を具体的に記載するなど、事業実績の内容がより把握できるように改めた。

(イ) 補助対象団体の補助対象経費を明確にし、経済的自立化を図るべきもの

社団法人高松市シルバー人材センター管理運営補助金については、高年齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業)交付要綱のほか、シルバー人材センター事業執行方針に明記されている基準額を補助対象経費としており、平成17年度においては、その方針に沿って予算要求し、当該団体の経済的自立化を図ることとした。

(26) 措置を講じた団体名 社団法人高松市シルバー人材センター

ア 措置通知日 平成17年7月7日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 事業運営型外郭団体の自立化を図り、事務管理に係る事項を改善すべきもの

自立化については、会員の加入促進による会費の増収や契約件数増による受託金額の増収に努めるなど自主財源の確保を図るとともに、人件費や一般管理費等の諸経費の節減に努めることとした。また、備品については、台帳を整備し、適正な管理を行うとともに、未収金についても取引銀行と協議し、自動入金処理システムを採用するなど債権管理の迅速化を図るとともに、滞留債権についても適切な処理を講じることとした。

(27) 措置を講じた部課名 健康福祉部健康福祉総務課

ア 措置通知日 平成17年8月3日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 補助金交付団体の自主的運営，経済的自立化を図るべきもの

高松地区保護司会については，法的な事務の一環で行政役割である部分を除き，会議・事業の進行等は，団体自身が行うこととし，団体の自立化は一定程度達成している。また，会費の徴収など自主財源の確保は当初から実施しており，経済的自立性を達成している。

(28) 措置を講じた団体名 社会福祉法人高松市社会福祉協議会

ア 措置通知日 平成17年8月3日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 事業運営型外郭団体の基金運用のあり方を検討し，事務管理に係る事項を改善すべきもの

市民福祉振興基金については，その運用資金で福祉団体に対する補助事業を行っていたが，利息収入の減少により，事業の存続が不可能となったため，平成15年度をもって廃止した。

固定資産減価償却については，平成12年4月1日から適用された社会福祉法人会計基準第26条に基づき，平成13年度から実施することとした。

第2 平成12年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 公営企業体としての高松市病院事業について

(1) 措置を講じた部課名 健康福祉部市民病院庶務課

ア 措置通知日 平成17年7月8日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 特別負担金のように，行政コストとして許容される項目かどうかを再検討すべきもの

特別負担金については，平成13年度から廃止となった。

(イ) 一般会計負担金水準について，経営改善目標を加味した目標を設定すべきもの

経営改善目標を加味した目標を設定することについては、平成16年11月に「高松市民病院経営改善計画」を策定するとともに、その後の一般会計負担金や給与費の変動に伴う修正見通しを作成し、中期目標とした。

- (ウ) 病院施設の建て直しについて長期ビジョンを策定すべきもの

長期ビジョンの策定については、健康福祉部健康福祉総務課内の「市民病院あり方検討委員会」で検討することとした。

- (エ) 医業損失解消に向けた方針、施策を含む中期的経営計画を策定すべきもの

中期的経営計画の策定については、平成16年11月に「高松市民病院経営改善計画」を策定した。

- (オ) 損益予算を作成し、医業収益、経常利益、当期純利益を管理する仕組みを構築すべきもの

損益予算については、平成14年度予算から作成することとした。

- (カ) 診療科ごとに直接経費を集計管理できる仕組みを導入し、部門損益を明確に把握すべきもの

部門損益を明確に把握することについては、平成15年5月分から、経営管理資料を作成し、診療科ごとの損益を算出することとした。

- (キ) 実地たな卸の範囲を明確にし、漏れのないようにすべきもの

平成17年6月27日付けで「棚卸マニュアル」を作成し、たな卸の範囲について明確にし、たな卸漏れのないよう周知徹底することとした。

- (ク) 実地たな卸実施要綱を作成し、計画的な実地棚卸手続を整備すべきもの

平成17年6月27日付けで「棚卸マニュアル」を作成し、計画的な実地棚卸手続を整備することとした。

- (ケ) 一者随意契約をする場合は、その理由および業者選定理由を明確にすべきもの

契約時において、誤って地方自治法施行令第167条の2第1項

第4号（現行法では第6号）を根拠としていたものについては、平成13年4月1日付けで記載を適切に改めるとともに、業者選定理由について明確にすることとした。

- (㉔) 病院医事業務（外来レセプト業務）委託は、適格名簿登載業者から見積徴取するよう見直すべきもの

平成13年度から適格名簿登載業者の中から見積徴取を実施することとした。

- (㉕) 委託料価格の検証機能の充実および実質的競争原理の一層の導入努力すべきもの

委託料の検証機能については、平成15年度予算編成時期から委託料調書等により、業務内容の確認と金額の再検証を行い、必要な業務については、積算ベースで予算編成することとした。また、見積徴取業者については、平成16年度から新規参入業者を参加させるなど、競争原理を働かせるよう努めることとした。

- (㉖) 移動可能な器械備品は、管理部への報告制度を検討すべきもの

器械備品の移動については、平成15年8月20日付けで「医療器械備品等（廃棄）（移動）（その他）届出書」を作成し、庶務課への報告を義務付けたほか、平成16年11月1日付けで施行した「高松市民病院物品管理マニュアル」においてもその周知徹底を図ることとした。

- (㉗) 固定資産台帳の記載要件を完備すべきもの

固定資産台帳の記載要件については、平成13年3月31日付けで適切に完備した。

- (㉘) 本館改修部分について、建物勘定への振替処理を速やかに行うべきもの

本館改修部分については、平成12年度に建物勘定へ振替えし、平成13年度からの減価償却に反映した。

- (㉙) 補助金交付により取得した固定資産は、取得金額を基礎として償却すべきもの

補助金交付により取得した感染症病棟内部改修については、取得

価格を基礎として減価償却する方法により、平成15年3月31日付けで台帳記載し、今後においても同様の例によることとした。

(タ) 受贈財産についても、資本剰余金の取崩は行わないとすべきもの
受贈財産については、補助金交付により取得した固定資産と同様に、平成13年度から適切に対応することとした。

(チ) 固定資産の償却率の適用誤りを見直すべきもの
固定資産の償却率については、平成13年度から適切に対応することとした。

(ツ) 人事管理書類の不備なものについて完備すべきもの
人事管理書類の不備なものについては、平成12年度末に完備した。また、平成16年度から人事異動時に書類等の受け渡しを確認するため、「医師・看護師等採用時確認事項書」を作成し、不備がないよう努めることとした。

(テ) 企業債の繰上償還の継続的要請をすべきもの
企業債の繰上償還の継続的要請については、平成14年5月17日の平成14年度起債計画ヒアリングの際に、県および国（四国財務局）に対し、繰上償還の条件緩和を要請した。以降、機会をみて継続的に要請することとした。

(ト) 企業債台帳を整備すべきもの
企業債台帳の整備については、平成14年度に起債台帳をパソコンで管理できるようにした。

(ト) ペイオフ制度の動向等に慎重に対処しながらも、効果的資金運用の努力をすべきもの

普通預金については、平成17年4月1日から預金保険制度の全額保護対象となる決済用預金へ移行したほか、余裕資金については、大口定期預金等の最も有利な運用方法で運用することとした。

(2) 措置を講じた部課名 健康福祉部市民病院医事課

ア 措置通知日 平成17年7月8日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 外来未収金を計上すべきもの

外来未収金については、平成12年度分から年度末に計上することとした。

(イ) 外来未収金の回収方法について、事務管理規程を整備すべきもの
事務管理規程の整備については、平成13年5月に「未収金処理マニュアル」を整備した。

(ウ) 滞留未収金の回収事務処理規程を整備すべきもの
滞留未収金の回収事務処理規程については、平成13年5月に「未収金処理マニュアル」を整備した。

(エ) 自由診療料金を定期的に見直すべきもの
自由診療料金については、定期的な見直しを行うこととし、平成14年4月に見直した。

2 公営企業体としての高松市水道事業について

(1) 措置を講じた部課名 水道局経営企画課

ア 措置通知日 平成17年6月30日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 通勤手当に関する消費税の取扱いを正すべきもの

通勤手当に関する消費税の取扱いについては、従来、所得税法の非課税対象のものをもって、消費税不課税として誤認し、処理していたが、交通運賃（通勤定期代等）については消費税課税対象であり、事務処理上不適切な処理であることが判明したので、平成13年3月31日付けで（平成12年度から）是正した。

(イ) 人事管理書類の紛失防止を徹底すべきもの

人事管理書類の一部については、紛失や添付書類の不備があったので是正するとともに、書類の確認整備や人事交流による異動の際等の紛失防止に向け、チェック・管理体制の強化・徹底を図ることとした。

(ウ) 水道サービス公社を経済的かつ効率的に運営すべきもの

水道サービス公社については、組織機構の見直しや人事・給与制度の改善を実施するとともに、業務量に見合った水道局と同公社および水道工事業者との役割分担の明確化を図り、経済的かつ効率的

な運営に努めることとした。

(2) 措置を講じた部課名 水道局財務管理課

ア 措置通知日 平成17年6月30日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 建設改良に要する積立金は、長期財政計画に基づく必要水準を設定し、計画額と実績額との差異を分析すべきもの

建設改良に要する積立金の原資としては、損益勘定の利益金、減価償却費等の損益勘定留保資金、資本勘定にあつては企業債、工事負担金等で、建設改良事業実施のため必要となる資金の積立水準を設定し、財政収支計画の策定に当たっては、長期的事業計画に対応した必要水準を確保するとともに、実績額との差異について分析することとした。

(イ) 経費削減効果を集計できるシステムを構築すべきもの

経費削減額を集計については、経費削減効果の定義や基準が曖昧であったため、効果測定のあり方を見直し、分析しやすい方法で実施することとした。

(ウ) 経費削減効果の意義あるいは定義を明確にすべきもの

経費削減額を集計については、経費削減効果の定義や基準が曖昧であったため、効果測定のあり方を見直し、分析しやすい方法で実施することとした。

(エ) コスト縮減実績調書の基準年度をより直近の年度に改めるべきもの

工事のコスト縮減額については、平成10年度から取り組んでいるが、国においては平成15年度に直近と比較できるような構造改革のプログラムを策定しており、本市においても関係課と協議する中で新たな行動計画を検討し、適切に対応することとした。

(オ) 退職給付債務として貸借対照表に計上するとともに、支給原資として資金を積立すべきもの

退職給付債務として、貸借対照表に「退職給与引当金」として計上するとともに、その支給原資として、現金預金に引当金計上相当

額を常時確保している。

- (カ) 薬品の単価契約を随意契約で行う際、競争入札にしていけない根拠の具体的な理由を記載すべきもの

薬品の単価契約については、随意契約としているものの、複数の業者により競争見積を行っており、実質的に競争入札と効果は変わらないと考えており、また、競争見積とした理由は、契約額の総額が確定していないことや、品目により最も安価な見積業者から購入しようとするため、競争入札に付することが不利としたもので、この理由について記入することとした。

- (キ) 固定資産台帳を機械化するなど事務効率化を図るべきもの

平成15年度決算から電算処理することとした。

- (ク) 事務費配賦計算のマニュアル化を図るべきもの

事務費の配賦については、マニュアル化を図り、平成17年度から定期的に固定資産検査を実施することとした。

- (ケ) 固定資産計上時の事務費配賦を修正すべきもの

指摘された事務費配賦部分については、平成12年度決算で修正した。

- (コ) 固定資産に資産管理番号を付与し、定期的に照合すべきもの

平成15年度決算から電算処理とし、資産管理番号を付与するとともに、平成17年度から定期的に固定資産検査を実施することとした。

- (カ) 未利用地を有効活用すべきもの

未利用地のうち、売却可能な3件について公売を行った結果、1件については平成12年度において売却済みとなった。残り2件については、継続して公売するため広報等に掲載し、立て看板を設置するなど売却のための努力をしている。また、旧楠上浄水場跡地については、浄水施設を撤去し、現在、高松第一高校に貸与し、有効利用している。

- (シ) 建設仮勘定に含まれる長期末精算部分で資産性のないものを費用処理すべきもの

建設仮勘定のうち、奈良須池原水調査委託については、長期未精算となっているため、決算時において、資産性がないものとして、平成17年度決算で費用処理を行うこととした。

- (ヌ) 建物耐用年数の短縮に伴い、現在適用している耐用年数の見直し等を検討すべきもの

建物の耐用年数が地方公営企業法改正により短縮されていたものについては、平成12年度の減価償却から見直しを実施することとした。

- (ヘ) 企業債の繰上償還の継続的要請をすべきもの

企業債の借り入れについては、法令等に基づき借り入れているが、繰上償還の条件についても規則に明記されており、その要件に適合しない限り、繰上償還はできないが、これまでに機会をとらえて繰上償還の要請を行っているところである。

- (ロ) ペイオフ制度の動向等に慎重に対処しながらも、効果的資金運用を努力すべきもの

預け入れについては、市借入金との相殺枠の範囲内で利率引き合いの上、最も有利な利率を付けた金融機関を優先して資金運用を行い、効率的な資金運用に努めることとした。

- (3) 措置を講じた部課名 水道局お客さまセンター

ア 措置通知日 平成17年6月30日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (ア) 連用栓は、旧料金よりも料金がダウンする場合があるため、各戸検針等の対応を検討すべきもの

連用栓については、基本料金は総戸数で分担するため、専用栓に比べ割安となっており、また、従来から各戸検針制度については、共同住宅所有者および不動産業者等からの要望を受け、お客さまサービスの向上を図るため、平成13年5月から実施し、平成16年度末現在で191件（2,271戸）において実施済である。今後においては、各戸検針の条件緩和および制度についても積極的な広報を行い、各戸検針制度の推進に努めることとしている。

- (イ) 法的に回収不納が確定した未収金を、その年度で損失処理すべきもの

消滅時効成立による不納欠損処理は、平成15年度までは、地方自治法第236条（金銭債権の時効5年）および高松市水道事業会計規程に基づき、督促状納付期より5年経過分を年度末に一括して欠損処理していたが、平成15年10月に最高裁は、地方公共団体が経営する水道料金債権に民法第173条第1号に定める2年の消滅時効が適用されるとした東京高裁の判決を是認する判断を示した。この消滅時効の解釈変更（私法上の金銭債権2年）による欠損金処理と併せて処理方法を検討し、損失処理を行うこととした。

- (ウ) 大口滞納者への継続的回収努力をすべきもの

大口滞納者の滞納金額は増加していないが、平成14年度からは、早期発見・早期対応を基本に、検針から停水執行までの収納サイクルを1か月短縮して「4か月サイクル」に見直し、督促から停水執行までの滞納整理においては毅然とした態度と徹底した措置を執り、滞納額が増加しないよう努めるとともに、特に大口・悪質滞納者に対しては、誓約書等に署名押印した支払誓約書を取るなど回収に努めることとした。

- (エ) メータの不感水量削減のため、精度の高いメータへの更新等を積極的に進めるべきもの

メータ不感水量削減については、メータ口径の大きいものや口径に比べ著しく使用量の多いものから早めに取り替えを行っている。

(4) 措置を講じた部課名 水道局水道整備課

ア 措置通知日 平成17年6月30日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (ア) 計画的に有収率向上へ向けて努力すべきもの

有収率向上のため漏水防止対策として、計画的に給・配水管等の漏水調査を実施し、漏水の早期発見、早期修繕に努めている。漏水調査については、高松市内を4ブロックに分け、市街地は毎年、郊外は3年周期で管路調査を行っている。また、修繕工事においては、24時間の修繕体制で、市民等からの通報により、現地確認後、迅速な対応をしており、さらなる有収率の向上に取り組んでいる。

(イ) 待機業務委託について、競争原理の導入を検討すべきもの

待機業務については、危機管理体制の基本として常時迅速な対応と処理能力が要求されており、漏水事故は24時間365日昼夜を問わず発生するため、機動力、技術力、数多くの現場経験、多様な知識等を具備している指定工事業者で組織する高松市上下水道工事業協同組合に待機業務および修繕業務を委託しているものであり、一業者のみでの対応が難しいため、競争入札には適さないものと判断している。

(ウ) 固定資産を除却する場合、関連官庁と連絡を密にし、社会的損失を最小限に押さえるべきもの

指摘された固定資産の除却については、平成11年度に高松東道路の拡幅工事に関連した配水管支障移転工事が多く発生したため、多額の固定資産除却費が生じたものであり、この費用については国から補償を受けているため、実損を伴うものではない。この工事は、特殊で例外的なものであり、平成11年に発生した以降、同様な工事の発生はないが、管網整備事業の実施に当たっては、関係省庁と協議する中で将来計画を含め、社会的損失発生が最小限に抑えられるよう努力することとした。

第3 平成13年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 借金の次世代負担許容額について

(1) 措置を講じた部課名 企画財政部財政課

ア 措置通知日 平成17年6月27日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 起債が伴う事項間の予算流用は、通常得起債決裁に比べ、より厳格な承認決裁に改善すべきもの

起債については、事業の財源の性質を有しており、事業の変更に伴い必然的に変化するものである。このため、起債が伴う事業の歳出の事項において、予算未計上や事業変更など、予算執行計画決定の基礎となっていなかった事業等の執行については、市長決裁とし

て、より厳格な承認決裁としており、起債の承認もその中で対応することとした。

(イ) 起債事業については、事務事業評価の事前評価を実施すべきもの
事務事業評価については、平成13年度から本格実施の事務事業評価および平成16年度実施の大規模事業等の見直しにおいて、財源として、起債も含め事前評価を実施することとした。

(ウ) 一定規模以上の事業および起債は、事業計画においてその目的および効果をより客観的かつ具体的に数値化して記載すべきもの

事業計画書については、国または県が定めた様式に基づき、事業内容、事業期間、必要性等を記載しているため、数値化の記載はないが、起債を財源とする事業については、平成13年度から本格実施の事務事業評価において、その効率性および効果を客観的に評価するなど、効果等の客観的把握に取り組むこととした。

(エ) 高金利市債の借換え要請を借入先に対して継続して行うべきもの
高金利市債の借換えについては、随時、縁故債の借入先に対し、借換え要請をすることとした。

(オ) 高金利市債の繰上償還要請を借入先に対して行うべきもの
高金利市債の繰上償還については、随時、縁故債の借入先に対し、繰上償還要請をすることとした。

(カ) 自助努力による減債基金の拡充等により償還財源を確保すべきもの

多額の財源不足に対応するため、市税徴収率の一層の向上や使用料及び手数料の見直しによる財源確保を始め、予算編成における物件費等のマイナスシーリングなど歳出抑制に努めたほか、平成13年度には15億円の減債基金の積立を行うなど、減債基金等の拡充等により繰上償還財源の確保に取り組むこととした。

(キ) 赤字補てん債に頼らない財政構造を早急に確立すべきもの

多額の財源不足に対応するため、市税徴収率の一層の向上や使用料及び手数料の見直しによる財源確保を始め、予算編成における物件費、維持修繕費等のマイナスシーリングなど歳出抑制に努めてお

り、起債に対する財源措置も見極める中で、赤字補てん的な起債に頼らない、将来にわたり持続可能な健全財政の構築に取り組むこととした。

- (ク) 土地の購入価格決定に際して、複数の不動産鑑定評価による価格決定の制度化を図るべきもの

大規模な事業については、複数の不動産鑑定評価によるほか、大規模な事業以外についても、路線価等による検討や不動産鑑定士の評価により、適正な価格評価の確保に取り組むこととした。

- (ク) 建物等損失補償については、事業効果が当該損失補償を上回ることを明確に事前評価すべきもの

主要事業については、損失補償も含め事業着手前に事前評価を行うとともに、主要事業以外についても、予算編成過程において事務事業評価の趣旨を踏まえ、個別事業の必要性、効果等について評価することとした。

- (コ) 公共施設建設事業に際しては、事業評価（特に事前評価）を必ず行う制度を導入すべきもの

公共施設建設事業の事業評価については、平成13年度から本格実施の事務事業評価および平成16年度実施の大規模事業等の見直しにおいて、事前評価も含め事業評価を実施することとした。

- (2) 措置を講じた部課名 都市開発部公園緑地課

ア 措置通知日 平成17年6月30日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (ア) 効果、市民満足度と維持管理費（支払利息も含めた管理コストとして）について事業評価すべきもの

平成16年3月に香川県公共事業再評価委員会から東部運動公園事業の施設整備計画を再検討する旨の具申を受けたことから、同年12月に利用ニーズについての市民アンケート調査を実施し、現在、回答を集計分析中である。

2 硬直化した人件費について

- (1) 措置を講じた部課名 総務部人事課

ア 措置通知日 平成17年7月11日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 退職手当の加算措置（10%加算に係るもの）を見直すべきもの
長期勤続者等に対する退職手当の加算措置については、国に準じて平成16年度当初から段階的に加算率を引き下げたところであり、本年度以降の加算率は4%となっている。

(イ) 勤務評定制度を改善（評定者の教育訓練）すべきもの

平成12・13・14年度の3か年で、管理職員を対象に人事考課（勤務評定）研修を実施しており、今後も必要に応じて実施することとした。

(ウ) 勤務評定制度を改善（評定結果の勤勉手当へのより厳格な反映）すべきもの

平成16年12月に勤勉手当の成績率に係る勤務評定の評定項目を見直し、より厳格に反映できるようにした。

3 公共施設の維持管理コスト分析

(1) 措置を講じた部課名 市民部女性センター

ア 措置通知日 平成17年6月27日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 施設改修計画により中長期の維持管理対策を行うべきもの

施設改修計画による中長期の維持管理対策については、平成15年度以降女性センター・錦町会館改修計画に基づき、順次計画的に施設改修等を実施することとした。

(2) 措置を講じた部課名 産業部農林水産課

ア 措置通知日 平成17年6月30日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 適切な行政コストの範囲の明確化をすべきもの

行政コストについては、毎年度、予算編成時に見直しを行うとともに、縮減を図ることとした。

(イ) 事務事業評価による施設の有効性を評価すべきもの

施設の有効性については、事務事業評価を実施することとした。

(ウ) 赤字幅の許容額を設定すべきもの

赤字幅の許容額については、毎年度、予算編成時に赤字幅の縮減に努めることとした。

(エ) 委託費と補助金を見直すべきもの

委託費と補助金については、経営改善を進める中で、予算編成時に縮減につながる見直しを行うこととした。

(オ) 新食肉センターの位置付けを明確にすべきもの

新食肉センターについては、県の補完施設として、安全、安心な食肉の提供を通じて公衆衛生の向上および増進と食肉流通の円滑化に寄与する施設として位置付けられている。

(3) 措置を講じた部課名 都市開発部公園緑地課

ア 措置通知日 平成17年6月30日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 事前評価により、有効性および維持管理コストの効率性の評価をより厳格に実施すべきもの

平成16年3月に香川県公共事業再評価委員会から東部運動公園事業の施設整備計画を再検討する旨の具申を受けたことから、同年12月に利用ニーズについての市民アンケート調査を実施し、現在、回答を集計分析中であり、その後再検討する中で、維持管理等の評価を実施することとした。

(4) 措置を講じた部課名 土木部下水道管理課

ア 措置通知日 平成17年6月30日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 下水道事業の採算性を高める上で、普及率、水洗化率および有収率を向上すべきもの

下水道事業については、全体計画に基づき順次、面整備を進めており、平成16年度末において普及率55.5%、水洗化率90.1%および有収率71.7%という状況である。また、平成17年度からは、下水道普及促進員（非常勤）を雇用し、未接続世帯の解消に努めており、今後においても事業の採算性に留意してい

くこととしている。

(5) 措置を講じた団体名 財団法人高松勤労者総合福祉振興協会

ア 措置通知日 平成17年7月6日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 採算ラインを明確化するため、使用料収入で賄うべきコストの範囲を設定すべきもの

現在のところ、使用料収入で人件費がおおむね賄われている状況となっており、今後、職員の勤務年数上昇に伴う人件費の増大、類似施設のオープン等の影響による使用料の減収等が想定されるが、引き続き使用料収入で人件費を賄えるよう使用料収入の増収および人件費の抑制等に努めることとした。

(イ) 長期的な維持改修計画による維持管理を行うべきもの

高松テルサ建設後、10年を経過した平成15年度時点において、貸館部分の改修計画を策定し、予算に応じ、壁面、床面等順次実施していくこととした。

(ウ) 徹底したコストダウン（勤務評価の給与への反映、物件費の見直し）を行うべきもの

職員の給与等については、高松市に準じ職員勤務評定要綱を定め、適正な評価に努めており、また、物件費については、見直しを図っていくこととした。

(6) 措置を講じた部課名 消防局総務課

ア 措置通知日 平成17年7月6日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 維持管理関係コストの効率性について事務事業評価の対象として分析すべきもの

維持管理関係コストの効率性については、平成12年度から毎年、事務事業の見直し等に関する調書において、効率性等の見直しを推進している。

(7) 措置を講じた部課名 健康福祉部長寿社会対策課

ア 措置通知日 平成17年7月7日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (ア) コスト効率（利用者目標の見直し、維持管理費の見直し）を高めるべきもの

ふれあい福祉センター勝賀は、保健および福祉のサービスならびに地域および世代の交流の場を提供することにより、高齢者の健康の保持増進および福祉の向上を図り、あわせて高齢者が生きがいを持ち、健康で安らかな生活を営むことのできる地域社会の形成に寄与するため設置した施設であり、施設の入場料等の一部については、条例で無料としており、市は、施設の管理を財団法人高松市福祉事業団に委託している。

当該施設の維持管理費については、見直しを行い、平成16年度および平成17年度当初予算における本市から当該事業団への委託料は、前年度に比べて減額しており、また、当該事業団においても経費の節減に努め、適切な施設管理に取り組んでいる。なお、本市は、平成18年度からの指定管理者制度の導入に伴い、指定管理事業者に対して、利用者の福祉の増進とサービスの向上を図る中で、施設の利用の促進と経費の節減を求めることとしている。

第4 平成14年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 徴税事務の執行について

- (1) 措置を講じた部課名 企画財政部納税課

ア 措置通知日 平成17年6月23日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (ア) 執行停止処分は十分な財産調査に基づき行うべきもの

執行停止処分を行う場合は、十分な財産調査を行うこととした。

- (イ) 高額滞納者の財産状態を十分に把握した上で徴収に取り組むべきもの

高額滞納者については、財産調査を行い、毅然とした態度で納付指導に努めることとした。

- (ウ) 執行停止処分とした場合であっても、不納欠損処理直前時に滞納

者の所得等を再調査すべきもの

執行停止処分を行った滞納者については、平成15年度から不納欠損処理前に執行停止者リストにより所得状況を再調査することとした。

- (㌺) 延滞金を減免する際には滞納者から申請書を提出させ、承認手続を行うべきもの

平成15年4月1日付けで高松市市税条例施行規則の一部を改正し、全ての減免者から申請書を提出させることとした。

- (㌽) 分納中の場合は時効処理にせずに、時効の中断処理すべきもの
分納中の場合に時効中断の処理を行っていないものについては、平成15年度から時効中断の処理を行うこととした。

ウ 意見を付した事項および措置された内容

- (㌾) 滞納者に対する臨戸時期の改善について

滞納者に対する臨戸時期の改善については、全庁的な体制である収納対策推進本部の事業として、平成15年度から管理職員による臨戸徴収を実施し、早期着手を図ることとした。

- (㌿) 徴税職員の適切な配属および研修体制の改善について

徴税職員の適切な配属および研修体制の改善については、配属になった職員に対して、かねてから実施していた収納担当新任者研修のほか、平成16年度からは、国税OBによる徴税業務の研修・指導、県税事務所の実施する滞納処分研修への参加等により、徴税業務についての教育体制の整備充実に努めることとした。

- (㍀) 徴税業務マニュアルの整備について

徴税業務マニュアルの整備については、国税OBの指導・協力を得ながら、担当職員で構成する「滞納処分実務研究会」において、既存業務マニュアルの改訂に取り組むこととした。

- (㍁) 前納報奨金制度の再検討について

前納報奨金制度の再検討については、所期の目的である自主納付意識の高揚がほぼ達成されたことおよび特別徴収による納税者との不公平の是正などの観点から、平成17年4月1日から廃止した。

(オ) 国税および地方税の滞納整理担当組織の一元化について

国税および地方税の滞納整理担当組織の一元化については、現在、県内のすべての市町が参加する滞納整理組織の設立について、県が主体となって準備を進めており、本市もそれに参画する予定である。また、平成16年12月から課内に「特別滞納整理班」を設置し、県税職員と合同で滞納整理を進めているほか、平成17年6月には、国税、県税とともに差押財産の合同公売を全国で初めて実施することとした。

(2) 措置を講じた部課名 企画財政部市民税課

ア 措置通知日 平成17年6月23日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 法人市民税申告書処理プログラムミスは発見時に修正すべきもの
法人市民税申告書処理プログラムについては、平成15年4月2日にシステムの修正が完了した。

(イ) 法人市民税の申告漏れとなっている支店等に対しては、設置時点に遡って税務申告させるべきもの

法人市民税の申告漏れとなっている支店等に対しては、平成15年4月29日付けで設置時点に遡って課税処分を行った。

ウ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 個人市民税における未申告者の調査方法の改善について

個人市民税における未申告者の調査方法については、現行の課税オンラインシステムを2年分保存から5年分保存へのシステム開発を行うことにより、継続的未申告者の把握をするとともに、中長期的な調査計画に基づいたローテーションによる効率的かつ効果的な未申告者の調査と申告指導を進めることとした。

(イ) 法人市民税の課税対象法人の捕捉方法の改善について

法人市民税の課税対象法人の捕捉方法については、電話帳・給料支払受付簿・法人登録簿を照合して、現地調査および申告指導を行うこととした。

(ウ) 法人市民税の未申告法人の事務処理方法の改善について

法人市民税の未申告法人の事務処理方法については、平成15年10月から関係資料との照合や廃業、休業等の現地調査を行うこととした。

- (㊦) 法人市民税申告書に記載されている従業員数のチェック方法の改善について

法人市民税申告書に記載されている従業員数のチェック方法については、平成15年11月から毎月、事業所から提出された給与支払報告書の従業員数と照合することとした。

- (㊧) 法人市民税における資本金額および資本積立金額のチェックについて

法人市民税における資本金額および資本積立金額のチェックについては、平成15年11月から毎月、関係資料と照合することとした。

- (㊨) 事業所税のうち従業者割の基準となる従業者数の正確な捕捉について

事業所税のうち従業者割の基準となる従業者数の捕捉については、平成15年10月から毎月、法人市民税申告書の従業者数と照合することとした。

- (㊩) 課税対象の捕捉事務に関する実績集計および報告について

課税対象の捕捉事務に関する実績集計および報告については、部内課長会で行うこととした。

- (3) 措置を講じた部課名 企画財政部資産税課

ア 措置通知日 平成17年6月23日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (㊰) 土地および家屋の実地調査時に作成する家屋滅失届出書の確認事項欄へ確認事項の記入を徹底すべきもの

家屋滅失届出書様式中の未記入箇所については、職員に注意するとともに、チェック体制の強化に努めている。また、平成16年4月1日付けで、同様式を定めるため高松市市税条例施行規則の一部を改正した。

- (イ) 固定資産税（償却資産）の不申告者に対して課税強化を図るなど賦課方法を改めるべきもの

償却資産については、適正な申告がなされることが最も重要であることから、平成15年度から従来の申告指導に加え、国税申告との差異が大きい事業所等または未申告の事業所等について、申告内容と現物および資産台帳等関係帳簿との照合確認を行い、当該年度または次年度からの修正申告を指導するなど実地調査を実施し、申告の適正化を図ることとした。

- (ウ) 減免措置するときは、地方税法第367条に基づき行うべきもの
市税の減免事由等を整備するため、平成15年4月1日付けで高松市市税条例および同条例施行規則の一部を改正した。

ウ 意見を付した事項および措置された内容

- (ア) 固定資産税（償却資産）の課税客体捕捉方法の改善について

固定資産税（償却資産）の課税客体捕捉方法については、平成15年度から従来の申告指導に加え、国税申告との差異が大きい事業所等または未申告の事業所等について、申告内容と現物および資産台帳等関係帳簿との照合確認を行い、当該年度または次年度からの修正申告を指導するなど実地調査を実施し、申告の適正化を図ることとした。

- (イ) 課税対象の捕捉事務に関する実績集計および報告について

課税対象の捕捉事務に関する実績集計および報告については、部内課長会で行うこととした。

第5 平成15年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 公有財産の管理について

- (1) 措置を講じた部課名 企画財政部財産活用課

ア 措置通知日 平成17年6月30日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (ア) 普通財産の無償貸付の契約更新をすべきもの

指摘された普通財産の契約更新については、平成14年12月1

日付けで契約書を締結した。

- (イ) 普通財産の貸付物件を一覧に記載した台帳を作成し、次回の更新年月を記載すべきもの

台帳については、平成17年4月1日から作成し、次回の更新年月を記載することとした。

- (ウ) 無償貸付物件は、利用者への定期的な接触または物理的な手法による現物管理を行うべきもの

無償貸付物件については、平成16年3月に利用者との接触を図るとともに、延長願の提出を求めた。

- (エ) 不法占拠等に係る交渉については、その記録を作成し、後任の担当者への引継ぎが十分に行えるようにすべきもの

引継ぎ書類については、平成16年度から整理することとした。

2 物品に関する財務事務の執行について

- (1) 措置を講じた部課名 総務部庶務課

ア 措置通知日 平成17年6月29日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (ア) コピー用紙購入に伴う支払は、納品時の検収業務を徹底するとともに、納品事実に基づくべきもの

コピー用紙購入については、平成16年1月から、それまでの単価契約による購入を廃止し、直接購入の方法に改め、検収業務を納品事実に基づく、より徹底したものに改善することとした。

- (イ) 郵便切手等の管理は、現品受払の都度、材料品受払月報に記帳し、定期的に現品と照合すべきもの

郵便切手等の管理については、現品受払の都度、様式変更した郵便切手受払簿に記帳し、定期的に現品との照合を行うこととした。

- (ウ) 郵便切手受払簿の記載様式および方法を工夫して、現品管理機能を持たせるべきもの

郵便切手受払簿の記載様式については、平成16年7月から変更し、現品受払の都度、この受払簿に必要事項を記載し、毎日の受払数を記録することとした。

(2) 措置を講じた部課名 消防局総務課

ア 措置通知日 平成17年7月6日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 情報機器関連の契約方法の見直しについて

消防緊急情報システムの更新等に伴う契約方法の見直しについては、平成14年度に技術審査による指名競争入札を実施した。

第6 平成16年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 高松市民病院の管理運営について

(1) 措置を講じた部課名 健康福祉部市民病院庶務課

ア 措置通知日 平成17年7月8日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 高度医療に要する経費に係る繰入金の算出計算において、単純な計算ミスが発見されたため、これら計算資料のチェック体制を見直すべきもの

計算資料のチェック体制の見直しについては、平成15年度（平成16年度予算作成時）から、複数の者でチェックする体制をとることとした。

(イ) 診療材料の購入に当たって、契約行為を50万円以下となるように細分化せず、市長決裁を受けるべきもの

診療材料の購入については、従来より単価契約を締結している放射線医薬品、エックス線材料および医療ガスに加え、購入頻度の高い2,000品目について、平成17年4月1日付けで市長決裁により単価契約を締結した。

(ウ) 実地たな卸およびその集計の方法を担当者に周知徹底すべきもの

実地たな卸およびその集計の方法については、平成17年6月27日付けで「棚卸マニュアル」を作成し、担当者に周知徹底するとともに、毎月末のたな卸において確認した病棟で保管する在庫を集計することとした。

- (ニ) 建物として計上されている建物附属設備については、本体部分と区分して計上把握し、それぞれの耐用年数により償却計算すべきもの

指摘された平成12年度実施の本館大規模改修工事に係る給配水衛生設備工事および電気設備工事については、平成17年3月31日付けで本来の耐用年数に改めて減価償却を行った。

- (ホ) 除却された資産については、タイムリーに帳簿上も除却処理すべきもの

指摘された除却済みのボイラーについては、平成17年3月31日付けで除却処理を行った。

- (カ) 固定資産台帳は、適切かつ適時に更新すべきもの

耐用年数の変更に伴う記載については、平成17年3月31日付けで適切に改めた。

- (キ) 減価償却計算を適正にすべきもの

指摘された減価償却計算については、平成17年3月31日付けで適切に改めた。

ウ 意見を付した事項および措置された内容

- (ア) 薬品の使用期限切れのチェック方法を担当者に徹底することについて

平成17年6月27日付けで「棚卸マニュアル」を作成し、薬品の使用期限切れのチェック方法を担当者に徹底することとした。

- (イ) 薬品の保管状況について

薬品の保管については、薬局前の通路に置くなど、不適切であったが、平成17年度から、業者からの納品確認後、速やかに注射剤室に収納するなど適切な保管方法に改めた。

- (ウ) 医療機器選定で、コスト意識の向上を図ることについて

平成17年2月25日から、「平成17年度医療機器調査票」において、医療機器購入により発生すると予想されるランニングコストを記載させることとし、更にコスト意識の向上を図ることとした。

- (エ) 医療機器選定の際に作成すべき収支予想の正確性を担保するため

に，事後的検証手続が必要なことについて

平成17年6月6日に開催した医療機器選定委員会において、「高額医療機器等購入後の使用状況報告書」により，機器購入後の使用状況の報告を義務付けることとし，機器購入の意思決定時に各要望元が作成した使用予想についての事後的検証手続を確保することとした。